

## 岐阜市スポーツ少年団本部表彰要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岐阜市スポーツ少年団本部規程第4条第5号に基づき、単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）の団員及び指導者の顕彰に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 スポーツ少年団活動に貢献した者及びスポーツ大会において優秀な成績をおさめ他の範となった者を表彰し、もって岐阜市スポーツ少年団（以下「本部」という。）の振興を促進することを目的とする。

(表彰の種類)

第3条 表彰は、功労者表彰、優秀団員表彰、優秀スポーツ少年団表彰及び優秀指導者表彰とする。

(功労者表彰)

第4条 功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、本部の発展に寄与した者とする。

- (1) 本部の役員として、6年以上在職した者
- (2) 単位団の団長として、10年以上在職した者

(優秀団員表彰及び優秀スポーツ少年団表彰)

第5条 優秀団員表彰は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 全国大会及び東海大会において、3位以上の成績を収めた団員
- (2) 県大会において、優勝した団員
- (3) 日本スポーツ少年団本部主催の全国若しくは東海地区の研修会又は交流会に参加した団員
- (4) 単位団の団員として特に活躍し、他の範となった者(単位団の各部から1名とする)

2 優秀スポーツ少年団表彰は、単位団として特に活躍し、他の範となった単位団とする。

3 表彰は、2月1日から翌年1月31日までの成績・活躍を対象とする。

4 第1項第1号、第2号及び第3号のいずれにも該当する場合は、そのうちの一つのみ表彰するものとする。

(優秀指導者表彰)

第6条 優秀指導者表彰は、本部の登録指導者として5年、10年、20年及び30年以上活躍し、他の範となった指導者とする。

2 表彰対象者は、日本スポーツ少年団認定員又は認定育成員に限るものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、本部長が表彰状を贈呈してこれを行う。

2 第5条第1項に規定する単位団が、団体戦に出場した場合は、全員に賞状を贈呈する。

(表彰対象者の推薦)

第8条 表彰は、本部の推薦及び単位団からの推薦により行うものとする。

2 単位団は、表彰を受けるにふさわしい者を推薦しようとするときは、毎年指定の期日までに、推薦書(様式第1号)を本部長に提出するものとする。

3 第4条に規定する功労者表彰は、事務局から推薦書を提出する。

(表彰の決定)

第9条 表彰の決定は、本部常任委員会の議を経て、本部長が行うものとする。

2 特別な表彰については、常任委員会において協議する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要項は、平成20年5月16日から施行する。

(岐阜市スポーツ少年団本部表彰規程の廃止)

2 岐阜市スポーツ少年団本部表彰規程(平成14年5月24日改正)は、廃止する。

附 則

この要項は平成24年5月25日から施行する。(第6条の一部改正)

## 岐阜市スポーツ少年団本部表彰要項内規

- 1 日本スポーツ少年団顕彰及び岐阜県スポーツ少年団表彰の候補者推薦については、表彰基準該当者を事務局から当該団体に推薦書を提出する。
- 2 指導者が5年以上在籍し、かつ著しい功績があり退任した場合には、第9条第2項に基づき感謝状を贈呈する。(単位団団長より事務局へ随時提出する。)